

お知らせ
市街化調整区域における
開発許可の抜本的な規制
緩和について

市街化調整区域内の市町長が設定した特定のエリアにおいて、市町のまちづくりの方針に沿った建築物に該当すれば、建築物を建築することができる高知県開発審査会提案基準が新たに設けられました。

そのため、いの町では産業の振興及び雇用機会の拡大を図るため、特定のエリアの設定や企業の立地を認める実施基準を、次のとおり定めることとしました。

- ・ 特定のエリア
- ・ 高知自動車道伊野インターチェンジから概ね1km以内の区域
- ・ 国道33号高知西バイパス（枝川、是友、天神、鎌田）インターチェンジから概ね1km以内の区域

- ▼ **建築物の用途**
- 次の日本標準産業分類のいずれかに該当する業種であること。
- ・ E製造業
- ・ H運輸業（郵便業を除く）
- ・ I卸売業（小売業を除く）

- ▼ **建築主の要件**
- ・ 事業を営む法人又は個人

- ・ 納期限の到来した税を完納していること。
- ・ 暴力団員などでないこと。

▼ **その他**

- ・ 敷地面積は1ha以内で、周辺の営農及び住環境に悪影響を及ぼすおそれがないもの。

※事前相談や書類の作成・提出など詳細はお問い合わせください。

■ **問い合わせ**
 土木課
 ☎893-1116

お知らせ
緊急速報メールを活用した
洪水情報のプッシュ型配信
開始について(国土交通省)

国土交通省では、「水防防災意識社会再構築ビジョン」のもと、流域住民の主体的な避難を促進するため、5月1日から、国が管理する仁淀川において、携帯電話事業者（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、ワイモバイル）が提供する緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信を開始します。

- ▼ **対象河川**
 仁淀川水系仁淀川
- ▼ **基準観測所**
 伊野水位観測所

（いの町渦の谷）

▼ **運用開始日**
 5月1日から

▼ **配信内容**

- ① **氾濫危険情報（レベル4）**
 河川氾濫のおそれがある情報
- ② **氾濫発生情報（レベル5）**
【越水・溢水】
 河川の水が堤防を越えて流れ出ている情報
- ③ **氾濫発生情報（レベル5）**
【堤防の決壊】
 堤防が壊れ河川の水が大量に溢れ出している情報

- ▼ **留意事項**
- ・ 携帯電話などの基地局の関係により、配信エリア近郊の方にも届くことがあります。
- ・ 携帯電話の電源が入っていない場合や、圏外、電波状況の悪い場所、通話中、パケット通信中の場合は受信することができません。
- ・ ご利用の機種により、緊急速報メールに対応していない場合があります。
- ・ 河川氾濫発生についてのメール配信は、河川管理者が氾濫を把握した後の配信となることをご了承ください。

① 氾濫危険情報（レベル4）

（件名）河川氾濫のおそれ
 （本文）仁淀川の伊野水位観測所（吾川郡いの町）付近で水位が上昇し、避難勧告などの目安となる「氾濫危険水位（無堤部）」に到達しました。堤防が壊れるなどにより浸水のおそれがあります。

防災無線、テレビなどで自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど適切な防災行動をとってください。

本通知は、四国地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。
 （国土交通省）

② 氾濫発生情報（レベル5）

（件名）河川氾濫発生
 （本文）仁淀川の●●町●●地先（●岸、●側）付近で河川の水が堤防を越えて流れ出ています。

防災無線、テレビなどで自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど適切な防災行動をとってください。

本通知は、四国地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。
 （国土交通省）

③ 氾濫発生情報（レベル5）

（件名）河川氾濫発生
 （本文）仁淀川の●●町●●地先（●岸、●側）付近で堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れだしています。

防災無線、テレビなどで自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど適切な防災行動をとってください。

本通知は、四国地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。
 （国土交通省）

配 信 内 容 (例)